

学校法人西日本短期大学 一般事業主行動計画書

本学職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、当学校法人は次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日～令和6年 3月31日までの 5年間

2. 当学校法人の課題

課題1 子供を育てる職員への職場の理解が不足している。

課題2 年次有給休暇の取得率について、職員の格差が大きい。

3. 行動計画の内容

目標1

育児をする職員が利用できる学内制度についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。また、子供が生まれた職員に対する学内制度利用のための総務担当者ガイダンスの実施。

<対策>

- 平成31年4月～ 学内へのアンケート調査、検討開始
- 令和元年8月～ 子供が生まれた職員に対する学内制度利用のための総務担当者ガイダンス制度の開始。
- 令和 2年4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び子供が生まれた職員への説明会の開催などによる職員への周知

目標2：

令和6年3月までに、全職員の年次有給休暇取得率を70%以上へ引き上げる。

<対策>

- 令和元年 6月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和元年10月～ アンケート結果の分析、年次有給休暇取得率の低い部署、学部及び個人の把握
- 令和2年 4月～ 年次有給休暇の取得を妨げる要因や環境について、取得率の低い部署、学部の責任者及び個人からのヒアリングの実施

- 令和3年 6月～ 年次有給休暇計画付与制度の導入、計画付与制度の内容を学内掲示、説明会などにより職員へ周知
- ～令和4年3月 直前1年間の年次有給休暇取得率について全職員50%以上を達成する。
- 令和4年10月～ 年次有給休暇計画付与制度の改定、改定計画付与制度の内容を学内掲示、説明会などにより職員へ周知
- ～令和5年3月 直前1年間の年次有給休暇取得率について全職員60%以上を達成する。
- 令和5年10月～ 年次有給休暇計画付与制度の再改定、改定計画付与制度の内容を学内掲示、説明会などにより職員への周知
- ～令和6年3月 直前1年間の年次有給休暇取得率について全職員70%以上を達成する。